

会

議

午前10時 0分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

開会前でございますが、市長より発言を求められていますので、これを許可します。

市長。

○市長（福井祐輔君） おはようございます。

議会冒頭ですけれども、時間を割いていただきまして申しわけありません。

6月23日と24日にかけて大雨が降りまして、避難情報を出すまでには至らなかったんですけれども、被害が出ましたので、その件につきまして防災安全課長と総務課長から報告をさせます。よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうから令和元年6月23日から24日の大雨による被害状況について報告させていただきます。

発生日ですけれども、6月23日日曜日、24日の月曜日でございます。発生場所は下田市内。

災害概要でございますけれども、1、経過としまして、23日7時48分、大雨警報が発表されました。同日16時34分、解除になりました。翌24日2時15分に再び大雨警報が発表、16時25分に解除になりました。

2の降雨量ですけれども、累計としまして202ミリ、大賀茂小学校雨量計、23日3時40分から24日9時までの間に計測されました。時間最大雨量50ミリ、大沢詰所雨量計が23日の7時から8時で計測されております。

3としまして被災状況、田牛地区に集中しておりますけれども、市道道隈線、田牛集落からタライ岬へ抜けるトンネルの先で土砂流出による通行どめ。市道大山線、同じく南伊豆町の清掃センターへ抜ける道ですけれども、乗馬クラブとトンネルの間にあります崩土による通行どめ。田牛漁港裏、法面崩壊、漁師小屋が数件つぶされております。その他、倒木や小規模な崩土等がございますが、詳細については現在調査中でございます。被害状況から見ますと、雨量は確認はとれていませんけれども、田牛方面に集中されたと思われれます。

経過状況ですけれども、23日8時に事前配備態勢を設置しております。防災安全課6人、建設課1人、産業振興課1人の計8人で対応。10時頃から小規模崩土土砂流出が発生しております。建設課2人増員しております。10時5分に消防団、吉佐美八幡神社前の冠水状況を

確認しております。10時16分、大雨に対する注意喚起広報をメール配信及び同報無線により実施しました。10時46分、消防団活動、冠水が引けたということで終了しております。16時34分、事前配備態勢を廃止しました。翌24日2時38分、事前配備態勢を設置しました。防災安全課職員6人、建設課1人、産業振興課1人、計8人で対応しております。5時45分、小中学校の登校時間を10時と決定しました。6時25分頃から土砂流出が発生、7時に建設課職員が1人増員、8時5分頃から小規模崩土、法面崩壊が発生しております。16時41分、事前配備態勢を廃止しております。

以上、報告させていただきます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） ただいま防災安全課長から申しあげました詳細な被災状況につきましては、現在調査中でございますが、早急に対応しなければならない経費につきましては、予備費にて対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第44号 下田市森林環境整備促進基金条例の制定について、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第46号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上13件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長 進士為雄君の報告を求めます。

11番 進士為雄君。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第44号 下田市森林環境整備促進基金条例の制定について。
- 2) 議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。
- 6) 議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。
- 7) 議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。
- 8) 議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。
- 9) 議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。
- 10) 議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。
- 11) 議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

6月24日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、樋口産業振興課長、長谷川上下水道課長、高野環境対策課長、永井観光交流課長、白井建設課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第44号 下田市森林環境整備促進基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 議第46号から56号までのそれぞれの案件は、ご案内のように、この10月に消費税が増税されることに伴う案件であります。ところが、国民の多くの中には、また市民の中にも、この消費税の増税に多くの疑問を持っている方々が少なからずいらっしゃるのではないかと思います。参議院選挙も、この期間に行われ、この消費税の増税が再度延期がされる、あるいは中止がされる、こういう状況になりましたとき、この議案はどのように扱われるのか、お尋ねをしたいと思います。消費税増税が中止になっても、この議案の決定事項はそのまま実行はされることになるのか、それとももとに戻すような形になるのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、次に、議第53号の令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計の補正予算でございますが、この予算書の75ページには、8321事業としまして国民健康保険徴収事務、臨時雇いの賃金、一般事務と括弧してございますが、23万3,000円でございます。この徴収事務の内容はどのような内容であったのか。本当に臨時的な、臨時職員が対応すべき事務であるのか、それとも本来正規の職員を雇うべきところを臨時職員で対応しているのではないかと、このような疑惑、疑問を感ずるわけでございますが、この点はどのようなご理解をされたのかお尋ねをしたいと思います。

また、同様に、議第54号の令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算にも、同様の臨時職員があります。91ページの9207事業、認定調査等事務、介護保険の認定を行うと、こういう事務が果たして臨時職員であっていいのかと、こう思うわけであります。この内容がどうい内容で、73万2,000円のこの増額補正となっておりますが、これらはどのように審議され、委員会としてどのように理解をしたのか、あるいは全く審議をしなかったのか、明らかにしていただきたいと思うわけであります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 臨時雇いについての議論ですけれども、現在3人いるわけですけれども、その中の1人が現在5時間ということで行っているということです。それについて、いわゆるその認定の事業量が増えるということでフルタイムで行いたいということ

で、5時間の人を要するに7時間45分、フルタイムで行うということの増額というふうな質問があり、そのように答えられております。

それと、その事業について今後どうなるのかという質問もありましたけれども、年々事業量として増えるんだらうというような話がありました。ただ、その内容は今までの継続の中で行っているということで、中身についての議論について突っ込んだ議論はなされなかったというふうに思います。

それと、消費税の延期になったものについては、議論はありませんでした。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 答弁の内容が、第何号を言っているのかわかりませんので、明確にしたい。国民健康保険のことを言っているのか、また、介護保険のことも質問しておりますので、どちらの答弁なのか明らかにしていただきたいと思います。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） 失礼いたしました。

まず最初に言いました臨時については、介護保険、議第47号ですね。それと、最後に言いました消費税が延期になった場合というのは、先ほど言われました47号からかわる全てのものに対してのこととご理解いただければというふうに思います。

○議長（小泉孝敬君） 13番、3回目です。

○13番（沢登英信君） いや、2回目ですね。さっきのは立っていませんし、どだい答弁がなかったから言ったわけでありませぬ。

そうしますと、認定調査事務については臨時職員が3人で行って、そのうちの1人は5時間であったと、これを7時間45分のフルタイムにするんだと、こういうご答弁でよろしいのかと。そうしますと、この認定事務に携わっている正規の職員は一人もいないと、こういう理解でよろしいのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、国民健康保険の徴収事務の臨時雇い、一般職事務については23万3,000円の増額であります。ちょっと私が聞き漏らしたか答弁がなかったのかちょっと定かでないので、改めてお尋ねをしたいと思います。

この消費税が増税されなかったときの議論は、委員会としてされなかったと、こういうご答弁でございますので、そういう事態になりましたときに委員長としてどのような措置を考えなければならないか、全くそんな思いははなからないということなのかお

尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） まず、国民健康保険、第46号の時点でのお話の中では、条例改正ですけれども、国民健康保険の予算についての中では議論はありませんでした。先ほどの47号ですか、介護保険条例の関係の中で、いわゆる私どものほうは条例と関連しますんで、予算と一緒に説明を聞いて、一括審議ということでやりましたんで、一緒の中の話として条例と予算と分けてというふうに考えないでいただいて、46号に対する53号、47号に対する54号、そういう審議をしましたんで、その中での要するに意見というふうに理解していただきたいというふうに思いますけれども、先ほど言った国民健康保険に対する臨時についての話は、議論はなかったと。介護については、現在3名の専門の調査をやっている臨時職員を雇っていると、その中の1人が先ほど言いましたように9時から3時までということで、それを要するにフルタイムに変えたいというようなお話だったです。その中での議論の中で、今後やはり調査の件数は増えていくんじゃないかと、その現状で、今の職員で足りるのかどうかとか、そういう議論がありまして、そういう議論はありました。ただ、それが要するに正規でいいとか臨時でいいとか、そういう議論にはならなかったと、そういうふうにご理解ください。

それと、もう一つ、委員長の見解をとということですね、消費税の要するになかった場合というお尋ねがあったかと思いますが、ここは報告するところですから、見解は余り言いたくはないんですけれども、あえて言えば、やはり国がそれなりの要するに指導が入ってくるだろうというふうには私は思っています。その中での同じような処理になるんだろうと、仮にあったとすればですね、消費税が延期になるのであれば国のほうから何らかの要するに指導というか、その辺のところの要綱的なものが出てくるだろうとうふうに思っていますんで、それに沿ってやっていくのかなと、私個人的にはそういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 要望をして終わりたいと思います。

この職員の体制については、長時間労働や、ただ働き残業と、こういうものの実態が多く報道されてまいっているように思います。そして、一方では正規労働者をきっちり増やさない、対応しなさいということが世論としても起きているかと思うわけでありまして。こう

いう現状の中で、国保や介護という大切な事業を臨時の職員にその多くを労働を委棄をしているというような状況は、やはり厳しくチェックし、正規職員として採用する方向をぜひとも目指していただきたいと、そういう観点からの審議をよろしく願いをして質問を終わりたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） 議案の44号です。これ森林の環境税ということで整備の促進条例が新しく国によってもたらされて、各自治体はその前線になるという条例が新しく発足すると思います。その中で一側面ではありますが、財政的な部分をちょっと心配するんですが、例えばこの簡単な説明によりますと、徴収が個人住民税に1,000円上乗せをして徴収をするというのが全ての財源であろうと思うんですが、例えば下田市の場合、1,000円上乗せした場合、下田市の個人住民税をお支払いなさっている方に1,000円足しますと、そうですね、どれぐらいになるんですかね、1,000何がしかの収入になると思います。増税ですね。

先日の産業課長のご説明によりますと、当初の配分金が580万前後という数字が発表されましたが、順次増えていくという説明もございました。恐らく下田市の場合は、2,000万とか3,000万、4年、5年たてば、それぐらい増えていくんだろうとは思いますが、しかしながら、原資として下田市から毎年1,000何百万何がしかの個人住民税が徴収されるという中で、数千万、2,000万、3,000万レベルの金額で下田市の森林における整備、継続的な整備プラス将来的に、ああ、よかったなという環境保全に随分成長した森林ができてきたというような現象ができるレベルまで持っていくんだろうと思うんですが、その辺の財政面から見た見通しについてはいかがでしょうか。その分が見通しがあるようでしたら、話されたようでしたら教えてください。

○議長（小泉孝敬君） 委員長。

〔産業厚生委員長 進士為雄君登壇〕

○産業厚生委員長（進士為雄君） この森林の条例については、幾つかの質問がございました。残念ながら、今、言われるその税に対してどうのこうのというお話はなかったんですが、1つは、どういうものが対象になるのかとか、そういう話とか、どういう使われ方をするのかというような話の中では、もともと譲与税の要綱の中に使い方も何もあるというようなこととか、そういうお話も出てきておりますし、また、森林整備計画を策定しているので、それに合致した利用の仕方とかという議論もありました。

もう一つ、やはり議員の言われるようなどという要するに計画ですかね、いわゆる実施計画というものを策定して行うべきじゃないかというような意見もありました。

その中で、これが今年スタートになりますんで、特に言葉のとおり、森林環境促進整備ですから、当然のことながら基金だけで終わる話ではないだろうというふうに思いますし、当然要するに伐採するには、今、相当の金額がかかっているわけですがけれども、その要するに雑木にしても何にしても、要するに受け入れるところがあればその分は軽減されるわけですね。例えばチップに加工されればチップとして費用が出てくるでしょうから、単純に年2,000万、将来的に年2,000万ぐらいになりますけれども、それ以上の金額になるんだらうと、投資する金額は、それについてどうなるのか、こうなるのかというのは今のところではちょっと想像できませんけれども、これからやはりそれに対する実施計画をつくるべきというような意見の中で、当局との議論はされております。そのような議論は何人かの委員の中からそのような話がありました。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） そうですね、まだ提案されたばかりの条例ですから、さほどこちらとしても、下田市のほうとしても煮詰まった部分というのはちょっと時期尚早かなと思うんですが、あと4年、5年目ですか、5年目から徴収が始まりますね。そして、それまでにつきまして、金額的にもちょっときつかなという思いがするんですが、私ども地元にあります財産区につきましても相当な森林、山を3つも4つも持っていて、それを管理運営するというのが一つの課題になっております。

先ほど伐採300本切った杉、ヒノキが、実は中に虫が全部入っていて、枝打ちをしていなかったもんですから、残念ながら、ほとんど使えなかったと、大工さんは、もうノーサンキュー、とても使える代物じゃございませんということで、最終的にはもうチップでやるしかなかったんですね。チップ、富士まで運んだんですが、結局送料が100万円、足が出たと、こういう状況でありまして、切った後、じゃ、どうするかという話もなかなか地元のほうでも出ておりません。もとに戻して落葉樹、かつてあった落葉樹に戻そうかというのが主流な案でございますけれども、財産区というまとまった時点、組織ですら、なかなかその力が発揮できない、案がまとまってこないという中におきまして、例えば下田市の場合は分収林というのを抱えているわけですね。一つの実験林だと思うんですが、この辺を自前のまずモデルケースとしてやっていく必要も、皆様に提示するですか、森林の成長として育成計画をつ

くっていくという部分も求められてくるだろうと思うんですが、その辺も期待して私のほうの質問を終わります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長 滝内久生君の報告を求めます。

7番 滝内久生君。

〔総務文教委員長 滝内久生君登壇〕

○総務文教委員長（滝内久生君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

2) 議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

6月24日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より日吉総務課長、土屋学校教育課長、平井統合政策課長、鈴木会計管理者兼出納室長、土屋防災安全課長、須田福祉事務所長、鈴木生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(小泉孝敬君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小泉孝敬君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第44号 下田市森林環境整備促進基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小泉孝敬君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小泉孝敬君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 下田市森林環境整備促進基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の討論を行わせていただきます。

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、料金等の改定を行うため、18本の条例改正を1本の条例で改正する内容となっているものでございます。

内容的には、施設等の使用料に消費税分のいわゆる値上げをするというものであります。水道料や下水道料などのこの事業対象は、課税事業となっておるものでございますが、その他の市のかかわります使用料等は、まさに自治体は非課税事業者ということになっているわけでありまして。これを2つのこのような性格の違いがあるにもかかわらず一括で上程したということに、いささかの疑問を感ずるものであります。

しかも、外ヶ岡交流館におきます常設展示室の使用料は値上げをしないと、敷根プールの子供たちに利用させる児童の使用料は据え置く、多々戸温水シャワーも同様であります。そして、吉田松陰寓奇処の観覧料等も値上げはしないと、爪木崎の駐車料も値上げをしない、河川等にかかわります占用料も値上げをしないと、こういう決定でございます。まさに値上げをしないのが市民のための本筋であろうと私は思うわけでありまして。

一方で、このような形で子供たちのスポーツ、教育の育成のため、値上げをしないんだと、そして、多々戸の温水シャワーについてはご案内のようにコインシャワーになっていると、200円の100円ずつ入れますと利用ができる。これを210円にするなど、修繕費等が余分にかかるので行わないんだと、こういうことではあるとしているわけでありまして。そして、吉田松陰の寓寄処の観覧料等は、これを扱っております職員が市の職員ではないと、したがって、従前のままにするんだと、爪木崎の駐車場も夏季だけの駐車場であると、まあ、いろいろ理由はつけておりますが、このような形で市民の側に立って値上げをしないというのが私は基本原則とすべきであると思うわけでありまして。

ところが、市の見解はこれらの非課税、値上げをしない部分は特例だと言っているわけでありまして。

まず、ごみの収集手数料、ごみ袋の内容も理解に苦しむところでございます。45リットル、あるいは75リットルはそれぞれ1円及び2円値上げをするんだと、しかし、15リットルと30リットルの小さな袋の部分は値上げをしないんだと、こういう結論であります。ここにどのような基準が働いているのか、全く理解がなかなかできかねると私は思うわけでありまして。

そして、当局が言っております理由は、また、うなずいている大川議員が言っていた理由は、平成25年12月4日、総務省自治行政局行政課長の消費税率、国、地方の引き上げに伴う

公の施設の使用料、利用料金等の対応についての助言の文書を根拠としてまいつているわけであり。この文書に何と書いてあるか。公の施設の使用料については、消費税値上げに伴う消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定にかかわる条例改正等の措置を講じられたいこと、助言だと言っているわけであり。このとおりにしてもいいし、しなくてもいいんだと、こういう文書を根拠にしておるわけであり。その内容は市が支出する需用費や役務費などは消費税が課税がされており、その増加分354万2,000円をそのまま負担をすることは厳しいものがあるので、この値上げをして35万4,200円のうち42万5,000円の値上げをするんだと、こういうことを当局は改正案を出してきて、市民に値上げの転嫁をするんだということでございます。

まさに、市長当局の政治姿勢が問われる内容であると思っております。まさに、税と市民に対しますモラルハザードが行われようとしている、こう言っているかと思うわけであり。なぜなら、消費税とは国に納税する税金を納税者がとりあえず預かっているという税であります。その税を、預かっている人が使っているというように、このようなモラルハザードを、広げていくような姿勢を市自らがとるといことは、やはり大きな問題であろうと思っております。

税金を預かっている課税対象事業者が納税するこの消費税ですが、自治体は消費税の非課税対象事業者でございます。税金を納める必要がない団体であるわけであり、消費税のですね。つまり、納税義務が下田市にはないわけであり。にもかかわらず、市民からこの税金を徴収するんだ、皆さん、この理屈が理解できますか。この理論が、私は全く理解ができない。モラルハザードだと言わざるを得ないと思うわけであり。消費税の増税を理由に、市民に転嫁する政治姿勢こそ、まさに問題にされなければならないと思うわけであり。

市が行う公の施設の使用料のほかに、市長は水道事業者の責任者でもあり、また、下水道事業の責任者にもなっているかと思っております。公営企業法の法適用を採用しておりますので、この2事業は皆さんご案内のように課税対象事業者となるわけであり。10%に値上げをされる以前から、消費税の平成元年に課税3%のときから納税の申告をすると、こういう仕組みで進められてまいつているわけであり。この2事業以外の事業は、先ほどから申し上げておりますように、安易に値上げすべきものでないことは明らかであります。

下田市老人憩いの家は廃止すると、こういう方針を当局が出しているわけであり。あずさ山の家は、現在休止中であり。さらに、下田市の青少年海の家の利用状況はどうな

っているのでしょうか。あずさ山の家と同様に廃止状態になっていると言えるのではないかと思います。このような3施設の使用料等も値上げをするという条例案となっているわけがあります。

そしてさらに、大沢市営住宅の使用料等は非課税であるので増税しないよと、しかし、そばにあります専用の駐車料については3,000円を3,060円に値上げをするんだと、わずかではございますが、大沢住宅に住む方々の暮らしを支える車の駐車料、これまでも値上げをしていこうという、たとえわずかであろうといたしましても、このような当局の姿勢こそ、私は問題にすべきではないかと思うわけであります。

また、下田市市民文化会館や公民館の使用料は、文化活動や地域のコミュニティーを助長する中心的な拠点となるものでございます。低く据え置かれておくべきであることは明らかではないかと思うわけであります。

また、学校施設の使用料、利用料、あるいは敷根健康公園の広場の使用料も同様でございます。スポーツや健康増進に利用するためのこれらの施設の使用料を、消費税の値上げを根拠にして値上げすべきものでないことは明らかであろうかと思います。そして、値上げしても国に納める必要はない、その金額的にも先ほど申し上げましたように、10万単位のわずかなものではないかと思うわけであります。

皆さん、ご案内のように消費税は国税としての消費税分と地方消費税分が合算をされて今日10月1日から10%に引き上げられると、こういうことになっているわけであります。したがって、県も下田市も地方消費税分の増税の交付金を受け取るわけであります。

平成31年度予算案では、消費税額、下田市の地方消費税交付金額は5億円となっております。この当初予算の予算時期の消費税の税額は、皆さんご案内のように8%でございます。この8%のうちの1.7%が地方消費税分であります。したがって、国に入る分は6.3%となるわけであります。しかも、この6.3%のうちの1.4%は地方に交付される仕組みとなっているわけであります。したがって、合計の地方税の消費税分は3.1%となるものでございます。この3.1%の配分額が、先ほど言った5億円だという、こういう予算額となっております。

これが10%になりますと、国税分は7.8%、地方消費税分は2.2%となります。そして、国税分の7.8%のうち1.52%が地方交付税に交付されてまいりますので、合計の地方消費税増税分は3.2%となるわけであります。3.1%が3.72%になるわけですから、0.62%の税率の増となってまいります。

したがって、下田市の5億円の地方交付税は少なくとも私の計算するところ1億2,000万からの増額となるはずでございますが、10月からの増税ということになりますと、半年間ですから、その2分の1ぐらいだと思いますと6,000万円からの増額交付が来るはずでございます。6,000万円あれば354万2,000円のこの消費税を上げたから影響するんだと、役務費や需用費に増額してくるんだという部分は十分に私は賄えるものではないかと思うわけでありませぬ。

以上の理由によりまして、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、より一層の精査をして、この議会に再び出し直すということが妥当であると思うわけでありませぬ。

したがって、この条例案は否決すべきものと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

○12番（大川敏雄君） 議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思ひます。

今回の条例改正案は、消費税及び地方消費税の税率を現行の8%から10%に改正する法律が、去る平成28年11月18日に公布され、本年10月1日から施行されることから、本議会にこの条例案が提案されたのであります。

先ほども沢登議員が触れられておりましたけれども、平成25年12月4日付で総務省から消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料、利用料等の対応についての通知が各自治体に出されているのであります。その内容は、公の施設の使用料については、消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう使用料の改定にかかわる条例改正等の措置を講じられたいということでありませぬ。

消費税法上の特例により、先ほども話がありましたけれども、自治体の大部分は消費税の課税対象事業者となっておりませぬけれども、市が支出する需用費、役務費などには税率引き上げ後の消費税が課税されてくるわけでありませぬ。したがって、このことによる維持管理費の増加分、つまりは消費税相当額分を料金に転嫁し、徴収することはやむを得ないと判断するわけでありませぬ。

よって、本条例案を賛成するものであります。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

○4番（渡邊照志君） ご指名により意見を述べさせていただきます。

まず、消費税に関しては国の決定事項でございますので、今、私が言おうとしたことを全部大川議員が言ってくださいましたので、ちょっと省きますけれども、市としても当然新しい税率でこれに関して対応をしなければならない案件ですので、私個人としては大川議員と同じように賛成をいたします。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第45号 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを決することに決定いたしました。

ここで10分間、11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定ついてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第47号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定ついてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定ついてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第49号 下田市水道使用条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 平成30年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この補正予算の主なるものは、消費税が10月1日から10%に引き上げる、この内容を盛り込んだ補正予算であるにもかかわらず、地方消費税分の交付税の歳入が一銭も見込まれておりません。そして、この地方交付税は県との調整を終えて確定という作業があることは事実でございますが、確定した段階で予算措置すべきものではないと思うわけであります。予算とは、まさに歳入の見込みであり、歳出の事業の見込みであります。当然、消費税が10月1日に上げられれば地方消費税の交付金も引き上げられてまいってこななければならないと思うわけであります。市民に対します便乗値上げとも言っていないような値上げはしておりながら、自ら受け取るべき歳入は予算措置をしないと、こういう予算となっていくかと思うわけであります。

そして、さらにこの消費税の10%の値上げの問題は、指定管理制度におきます大変な実態を引き起こしてまいります。ご案内のように下田市の振興公社は市が1億円の出捐金を出し、そして、さらに多くの運営費を提供して市がつくった、下田市がつくった下田市の公共施設を管理する管理団体であると言ってもいい組織となっていくかと思えます。市民文化会館の管理料、あるいは敷根公園温泉プール、あるいは体育館等の管理を契約をしているわけがあります。この契約条項が人件費を含みまして契約をいたしますと、これは取引ということで課税がされることになってまいるわけであります。

しかし、独自事業としての国際交流事業を振興公社は行っております。これは振興公社が行うと同時に、下田市にとりましても国際交流事業は必要だということで、補助金で対応をしていくかと思えます。450万からのこの国際交流事業の事業費には消費税は取引ではございません。契約条項ではございませんので、経費がかからないと、納税義務がないと、こういうことになっております。

振興公社の職員の人件費は、ほぼ1億円に達しようかと思うわけであります。そうしますと、人件費は本来非課税でございますが、これを人件費と理解できない契約条項を結びますと、人件費でありましても、これは物件費であるという税法上みなされ方がされて、1億円の契約の上にさらに1,000万円の消費税を払いなさいと、こういうことになってまいるわけであります。8%のときにも振興公社に下田市は約800万円からの消費税の分を積んで渡し、納税義務は振興公社でございますが、実態の支払い者は下田市と、こうなっているわけであります。

このような状況を、もう既に何年も前から改めるように提案してまいり、当局は私が提案するような形で実行している団体に視察研究にも行っていながら、これを実行をしないという姿勢をとってまいっているわけであります。

その根拠としておりますのは、平成15年から始まった指定管理制度、下田市は18年度からやったと、こういうような当局の答弁でございますが、指定管理はご案内のように振興公社におきまして催し物が実施されますと、その入場料収入をかつては教育委員会、下田市が収納しておりましたが、これを振興公社に収納させるんだと、こういう仕組みが若干は変わってまいりました。

したがって、振興公社はそういう意味では平成元年から消費税の納税義務者でございます。かつてはご案内のように映画や演劇を見ますと、鑑賞税と言っていいか、見るための1割の税を払うという仕組みがありました。現在はそれらのものはなくなり消費税に統一されてまいっているかと思うわけであります。

そういう納税をすべき部分と下田市が管理委託をする、この事業とは別でございます。そして、振興公社はご案内のように市の施設を管理する団体であります。市の職員は2年、あるいは4年に一度異動がございますが、振興公社の職員は専門職として、そこに長く携わり、専門技術を身につけていただく。そして、もう一つは、残念ながら市の職員よりも賃金体系が低いと、こういう理由で振興公社が建設設立されてまいったと思うわけであります。

しかし、皆さん、今日消費税が10%にもなりますと、このような効果は国に払う税金で帳消しになってしまうわけであります。国に払わなくてもいい措置があるにもかかわらず、その措置をとろうとせずに国に1,000万円からの消費税を払い続けようという、こういう予算ともなっているわけでございます。

このような現状の中から、この補正予算はこの機会にきっちりと精査をし直し、組み直していただく必要があると思うものでございます。このような予算を可決しようというご意見の議員がいらっしゃるとすれば、まさに歳入と歳出のこの均衡を図るという予算、自らの見解が問われるということに私はなろうかと思うわけであります。このような片手落ちの予算は否決をし、再度組み直していただく必要があろうかと思うものでございます。

以上であります。

○議長（小泉孝敬君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（小泉孝敬君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小泉孝敬君） 起立多数であります。

よって、議第51号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを決することに決定いたしました。

次に、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 令和元年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 令和元年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 令和元年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 令和元年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 令和元年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、令和元年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○議長（小泉孝敬君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもって令和元年度6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時28分閉会